

平成25年行政事業レビューシート

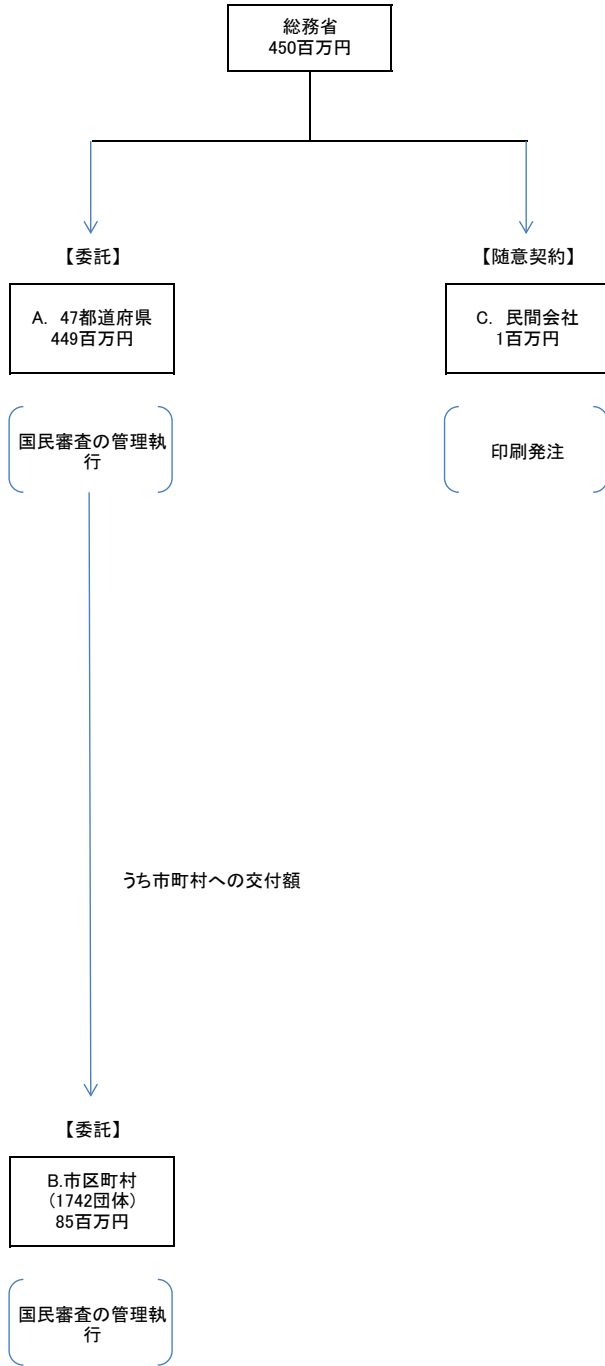
(総務省)

事業名	最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費		担当部局庁	自治行政局選挙部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	管理課		課長 笠井 敦	
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省設置法第4条</li> <li>地方財政法第10条の4</li> <li>最高裁判所裁判官国民審査法第51条</li> <li>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律</li> </ul>		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成24年12月16日実施の第46回衆議院議員総選挙の期日に併せて執行された最高裁判所裁判官国民審査の管理執行						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	最高裁判所裁判官国民審査法(以下「国民審査法」という。)第2条の規定により平成24年12月16日に実施した国民審査の審査公報及び裁判官氏名等掲示の作成等を行うために必要な経費を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)に基づき都道府県に交付したものの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	0	0	0	0	
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	0	0	678	0	
	計	0	0	678	0	0	
	執行額	-	-	450	-	-	
執行率(%)	-	-	66.4%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	本事業は、法律に基づき実施される国民審査の管理執行を行うものであるため、定量的な成果目標を示すことは困難。	成果実績	—	—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本事業は、法律に基づき実施される国民審査の管理執行を行うものであるため、定量的な活動指標を示すことは困難。	活動実績(当初見込み)	—	—	—	—	—
			( — )	( — )	( — )	( — )	( — )
単位当たりコスト	算出困難なため、未記載		算出根拠	—			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	計						

事業所管部局による点検						
国 必 要 投 入 の 性 質	項 目		評 価	評価に関する説明		
	国 必 要 投 入 の 性 質	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		—	国民審査に必要な経費については、地方財政法及び国民審査法により国が全額負担することとされている。	
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○				
明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—				
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	執行経費基準法により、交付の規定が定められており、法に則した執行がされている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事 業 性 の 有 効	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	<p>最高裁判所裁判官国民審査は、地方財政法及び国民審査法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされており、当該経費に係る基準は、執行経費基準法により定められている。</p> <p>執行経費基準法は、先進的な取組を行っている選挙管理委員会の選挙の執行実態等を踏まえ、選挙の効率的な執行を目指すものとして基準額を引き下げる改正法案を第176回国会に再提出(第174回国会に提出・審議未了廃案)したところであるが、第181回国会まで継続審議となり、平成24年11月16日の衆議院解散に伴い審議未了により廃案となった。改正法案が廃案となったため、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は改正前の執行経費基準法の下で執行されたが、各都道府県選挙管理委員会に対し、出来る限り効率的な選挙執行に努め、経費節減を図るよう要請を行った。</p> <p>今後の国政選挙等の効率的な執行に向け、執行経費基準法の改正法案を第183回国会に再提出し、平成25年4月5日成立、同月10日に交付・施行された。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	(平成26年度の予算要求はなし。)					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	(平成26年度の予算要求はなし。)					
備考						
予備費で行った事業である。						
関連する過去のレビューシートの実業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	新25-0011

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)



費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A. 神奈川県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	国民審査の管理執行	26			
	市町村への交付額	2			
計		28	計		0
B. 神戸市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	国民審査の管理執行	1			
計		1	計		0
C. 株式会社三州社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	審査公報の印刷	1			
計		1	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

### A. 47都道府県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神奈川県	国民審査の管理執行	28	-	-
2	東京都	国民審査の管理執行	26	-	-
3	兵庫県	国民審査の管理執行	26	-	-
4	千葉県	国民審査の管理執行	23	-	-
5	福岡県	国民審査の管理執行	23	-	-
6	北海道	国民審査の管理執行	22	-	-
7	愛知県	国民審査の管理執行	20	-	-
8	静岡県	国民審査の管理執行	15	-	-
9	広島県	国民審査の管理執行	12	-	-
10	埼玉県	国民審査の管理執行	12	-	-

### B. 市区町村

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神戸市	国民審査の管理執行	1	-	-
2	名古屋市	国民審査の管理執行	1	-	-
3	福岡市	国民審査の管理執行	1	-	-
4	北九州市	国民審査の管理執行	1	-	-
5	新潟市	国民審査の管理執行	1	-	-
6	静岡市	国民審査の管理執行	1	-	-
7	仙台市	国民審査の管理執行	1	-	-
8	さいたま市	国民審査の管理執行	1	-	-
9	郡山市	国民審査の管理執行	1	-	-
10	熊本市	国民審査の管理執行	1	-	-

### C. 民間会社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社三州社	審査公報の印刷	1	随意契約	-